

改正案

現行

<p>(電子開示手続又は任意電子開示手続の方法)</p> <p>第一条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十四条の十第一項の規定により電子開示手続（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）又は任意電子開示手続（法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続をいう。以下同じ。）を行う者は、当該電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者の使用に係る入出力装置（令第十四条の十第一項の入出力装置をいう。以下同じ。）により識別番号及び暗証番号を入力して当該入出力装置と法第二十七条の三十の二の電子計算機とを電気通信回線を使用して接続し、かつ、入出力装置から入力できる方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる。</p> <p>(電子開示手続又は任意電子開示手続に係る届出等)</p> <p>第二条 令第十四条の十第二項の規定により届け出ようとする者（以下この条において「登録届出者」という。）は、第一号様式により作成した書面（以下「電子開示システム登録届出書」という。）を</p>	<p>(任意電子開示手続の方法)</p> <p>第一条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十四条の十第一項の規定により任意電子開示手続（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続をいう。以下同じ。）を行う者は、当該任意電子開示手続を行う者の使用に係る入出力装置（令第十四条の十第一項の入出力装置をいう。以下同じ。）により識別番号及び暗証番号を入力して当該入出力装置と法第二十七条の三十の二の電子計算機とを電気通信回線を使用して接続し、かつ、入出力装置から入力できる方式で、任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる。</p> <p>(任意電子開示手続に係る届出等)</p> <p>第二条 令第十四条の十第二項の規定により届け出ようとする者（以下この条において「登録届出者」という。）は、第一号様式により作成した書面（以下「電子開示システム登録届出書」という。）を</p>
---	--

、当該電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に提出すべきこととされている財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出しなければならない。

2・3（略）

4 財務局長等は、前項の規定による入力があった場合には、電子開示手続又は任意電子開示手続に必要な識別番号及び暗証番号を当該入力を行った登録届出者に通知するものとする。

5 外国法人（外国債等（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第一条第一号に規定する外国債等をいう。次項において同じ。）の発行者（法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七条において同じ。）又は個人（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者である場合に限る。）が登録届出者である場合にあつては、第一項に規定する電子開示システム登録届出書の提出及び第三項に規定する第一号様式に記載すべき事項の入力をするときは、本邦内に住所を有する者であつて、当該提出及び入力に関する一切の行為につき、当該登録届出者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

6（略）

7 第一項の規定により提出した電子開示システム登録届出書の記載事項に変更があつた場合（前項の規定により添付しなければならない書類に変更があつた場合を含む。）には、当該変更内容を記載した書面を財務局長等に提出しなければならない。

、当該任意電子開示手続を文書をもって行う場合に提出すべきこととされている財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出しなければならない。

2・3（略）

4 財務局長等は、前項の規定による入力があった場合には、任意電子開示手続に必要な識別番号及び暗証番号を当該入力を行った登録届出者に通知するものとする。

5 外国法人（外国債等（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第一条第一号に規定する外国債等をいう。次項において同じ。）の発行者（法第二条第五項に規定する発行者をいう。次項並びに第六条及び第七条において同じ。）を含む。以下同じ。）又は個人（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者である場合に限る。）が登録届出者である場合にあつては、第一項に規定する電子開示システム登録届出書の提出及び第三項に規定する第一号様式に記載すべき事項の入力をするときは、本邦内に住所を有する者であつて、当該提出及び入力に関する一切の行為につき、当該登録届出者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

6（略）

7 第一項の規定により電子開示システム登録届出書（前項の規定により添付しなければならない書類）（以下この項において「添付書類」という。）を含む。以下この項において同じ。）を提出した者は、第一項の規定にかかわらず、当該提出後において同項の規定によ

(磁気ディスクによる提出の承認等)

第三条 令第十四条の十一第一項の規定により磁気ディスク(同条第二項の磁気ディスクをいい、これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次条において同じ。)の提出による電子開示手続又は任意電子開示手続を行うための承認を得ようとする者は、第二号様式により作成した書面(以下「ディスク提出承認申請書」という。)を当該電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

(電子開示手続又は任意電子開示手続を磁気ディスクで行う場合)

第四条 令第十四条の十一第二項の規定により磁気ディスクの提出による電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者は、当該電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、当該電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者の使用に係る入出力装置から電気通信回線を使用して法第二十七條の三十の二の電子計算機に入力できる方式で磁気ディスクに記録して、これを当該電子開示手続又は任意電子開示手続を文書を

り提出しなければならない電子開示システム登録届出書を提出しないことができる。この場合において、当該提出した電子開示システム登録届出書の記載事項に変更があった場合には、当該変更内容を記載した書面(変更のあった添付書類を含む。)を財務局長等に提出しなければならない。

(磁気ディスクによる提出の承認等)

第三条 令第十四条の十一第一項の規定により磁気ディスク(同条第二項の磁気ディスクをいい、これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)による提出の承認を得ようとする者は、第二号様式により作成した書面(以下「ディスク提出承認申請書」という。)を当該任意電子開示手続を文書をもって行う場合に提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

(任意電子開示手続を磁気ディスクで行う場合)

第四条 令第十四条の十一第二項の規定により開示用電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により任意電子開示手続を行う者は、当該任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、当該任意電子開示手続を行う者の使用に係る入出力装置から電気通信回線を使用して法第二十七條の三十の二の電子計算機に入力できる方式で磁気ディスクに記録して、これを当該任意電子開示手続を文書をもって行う場合に提出すべきこ

もって行う場合に提出すべきこととされている財務局長等に提出し
なければならぬ。ただし、当該事項のうち押印及び署名について
は省略することができる。

(電子開示手続の適用除外に係る承認手続)

第六条 法第二十七条の三十の五第二項による承認を受けよとする
場合には、第三号様式により作成した書面を当該電子開示手続を文
書をもって行う場合に提出すべきこととされている財務局長等に提
出しなければならぬ。

ととされている財務局長等に提出しなければならない。ただし、当
該事項のうち押印及び署名については省略することができる。

(令第四十一条の二第一項に規定する内閣府令で定める会社)

第六条 令第四十一条の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは
、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省
令第二十二号。次条において「特定有価証券開示府令」という。)
第一条第二号の二、第四号イ、第四号の二イ又は第五号の二に掲げ
る有価証券の発行者である内国会社(これらの有価証券に係る任意
電子開示手続を行う場合に限る。)とする。

開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）

改 正 案	現 行
<p>【第一号様式】</p> <p style="text-align: right;">届出日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電子開示システム登録届出書</p> <p>_____ 財務（支）局長 殿</p> <p>電子開示システムにより電子開示手続又は任意電子開示手続を行いたいのので、添付書類 とともに電子開示システムの登録に係る届出をいたします。</p> <p>1 . ~ 11 . （略）</p> <p>（記載上の注意） （略）</p>	<p>【第一号様式】</p> <p style="text-align: right;">届出日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電子開示システム登録届出書</p> <p>_____ 財務（支）局長 殿</p> <p>電子開示システムにより任意電子開示手続を行いたいのので、添付書類 とともに電子開示システムの登録に係る届出をいたします。</p> <p>1 . ~ 11 . （略）</p> <p>（記載上の注意） （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>【第二号様式】</p> <p style="text-align: right;">申請日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">ディスク提出承認申請書</p> <p>____ 財務（支）局長 殿</p> <p>電子開示システムの使用に代えてディスクの提出により<u>電子開示手続又は任意電子開示手続</u>を行いたいので、申請いたします。</p> <p>1 . ~ 12 . （略）</p> <p>（記載上の注意） （略）</p>	<p>【第二号様式】</p> <p style="text-align: right;">申請日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">ディスク提出承認申請書</p> <p>____ 財務（支）局長 殿</p> <p>電子開示システムの使用に代えてディスクの提出により任意電子開示手続を行いたいので、申請いたします。</p> <p>1 . ~ 12 . （略）</p> <p>（記載上の注意） （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>【第三号様式】</p> <p style="text-align: right;">申請日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>電子開示手続適用除外承認申請書</u></p> <p><u>財務（支）局長 殿</u></p> <p>電子開示システムによる電子開示手続の適用除外としていただきたいので、申請いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 届出整理番号 2. 金融庁整備番号 3. 申請者の名称又は氏名 4. 代表者の役職氏名 5. 本店所在地又は住所 6. 電話番号 7. 事務連絡者の役職氏名 8. 連絡場所 9. 連絡先電話番号 10. 連絡先FAX番号 11. 適用除外とする書類の名称 12. 適用除外とする理由 <p>(記載上の注意)</p> <p>申請者が外国法人（外国債等の発行者を含む。）又は非居住者（個人である場合に限る。）である場合には、以下の規定に準じて記載すること。この場合、「6. 電話番号」の次に「6 - 2 代理人の氏名又は名称」、「6 - 3 代理人の署名（法人である場合には代表者署名）」、「6 - 4 代理人の住所又は所在地」及び「6 - 5 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「7. 事務連絡者の役職氏名」から「10. 連絡先FAX番号」までは、代理人の事務連絡者（当該ディスク提出承認申請書に係る担当者をいう。以下同じ。）について記載すること。</p> <p>届出整理番号 金融庁より付与された電子開示システム（証券取引法第27条の3の2に規定する電子情報処理組織をいう。）に係る届出整理番号を記載すること。</p> <p>金融庁整備番号 金融庁整備番号（金融庁より付与された提出者番号）がある場合に記載すること。</p> <p>申請者の名称又は氏名</p>	<p>(新設)</p>

第一号様式記載上の注意 に準じて記載すること。この場合には、「登録届出者」を「申請者」に読み替えて記載すること（以下同じ。）。

代表者の役職氏名

第一号様式記載上の注意 に準じて記載すること。

本店所在地又は住所

第一号様式記載上の注意 に準じて記載すること。

電話番号

第一号様式記載上の注意 に準じて記載すること。

事務連絡者の役職氏名

第一号様式記載上の注意 に準じて記載すること。

連絡場所

第一号様式記載上の注意 に準じて記載すること。

連絡先電話番号

第一号様式記載上の注意 に準じて記載すること。

連絡先 F A X 番号

第一号様式記載上の注意 に準じて記載すること。

適用除外とする理由

証券取引法第 27 条の 30 の 2 の電子計算機の故障等具体的な理由を記載するとともに、提出者側の事由により適用除外承認申請を求める場合には、電子開示システムを使用することが著しく困難であることを疎明するに足りる資料を添付すること。